

事務連絡  
令和3年7月16日

各  $\left[ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right]$  衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

精神疾患による入院患者や人工透析患者への  
新型コロナワクチンの接種体制の確保について

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

精神科病院の入院患者や透析医療機関で透析中の通院患者は、基礎疾患有する者として新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの優先接種の対象であると考えられますが、こうした患者は入院又は頻繁な通院（以下「入院等」という。）を要するとともに、入院等を行う医療機関で包括的に日常的な医療を受けている実情があることから、円滑な接種体制の構築に当たって、入院等を行う医療機関の積極的な関与が重要となります。

こうした患者への接種体制が、できるだけ当該患者が入院等を行う医療機関において確保されるよう、関係医療機関への要請や周知を行うとともに、円滑な接種体制の構築に必要な支援をお願いいたします。また、当該医療機関における接種体制の確保が難しい場合にあっても、入院等を行う患者への接種について、当該医療機関と貴管内の他の接種施設会場との間で円滑な連携が図られるよう、周知及び必要な調整をお願いいたします。